

令和6年度 事業計画

社会福祉法人 一陽会

法人・施設運営をめぐる現状と課題

法人運営の理念

社会福祉法人一陽会の理念

利用者の尊厳を保持し、自立を支援します。

介護・保健・医療の総合的なサービスを提供します。

地域の介護力の向上に努めます。

社会福祉法人一陽会のモットー

「地域とともに歩み、地域に育まれる福祉の拠点を目指します。」

本年度もグループ病院である服部病院との連携のもと、地域における重要な社会資源としての役割を自覚し、法人役員、各事業所職員が一体となって、事業を展開する。

職場においては、上記3項目の理念に「風通しの良い、明るい職場づくりに努めます。」を加え実践していく。

三木市における人口動態と要介護・要支援者の現状と推移（各年9月30日現在）

三木市の総人口は、平成30年の77,969人から、令和5年には74,220人と、5年間で3,749人(4.8%)減少しています。一方、65歳以上の高齢者人口は、25,713人から26,209人へと5年間で496人(1.9%)増加しています。また、高齢化率は、5年間で33.0%から35.0%へと2ポイント増加しています。人口推計において、令和5年から令和8年までの間に、総人口は2,507人(3.4%)減少する見込みとなっています。また、高齢者人口のうち、前期高齢者1,887人(16.6%)減少する一方、後期高齢者1,595人(10.8%)の増加となる見込み。【三木市第9期介護保険事業計画（案）抜粋】

2023（令和5年）9月末における三木市の要介護（要支援）の認定者総数は4,874人で、内訳は「要支援1」が661人(13.6%)、「要支援2」が938人(19.2%)、「要介護1」が723人(14.8%)、「要介護2」が835人(17.1%)、「要介護3」が680人(14.0%)、「要介護4」が634人(13.0%)、「要介護5」が403人(8.3%)となっている。

【介護保険事業状況報告（暫定）(厚労省)抜粋】

認定者の推移は令和5年(9月現在)4,874人ですが令和17年に6,203人にまで増加すると考えられていますので今後の課題として、高齢者の主体が後期高齢者に移っていく中で健康寿命を高め、如何に元気な高齢者を増やすかが高齢者対策の重要ポイントとなると思われる。

以上のようなことから、当法人が運営する事業は地域において引き続き必要とされ、さらなる充実が期待されている。しかし、人口推移と高齢化に伴い、制度の内容は常に

変化していくことが予想され、特に人材確保と費用負担の在り方は、国の財政事情の悪化の中で大きなリスクとなっている。

当法人においても介護を担う人材の不足や将来の担い手減少の中で、更なる介護サービスの質の向上を図るため、介護人材の確保・生産性の向上に対応していくことが求められる。この課題に対応するため、介護ロボット・ICT等のテクノロジー等の活用により、サービスの質の向上と業務負担の軽減を図ることが重要である。

事業の概況と課題

特別養護老人ホーム（特養）は、8月と1月に新型コロナの感染者が発生したが、居室稼働率はほぼ前年並みを維持できている。

短期入所生活介護施設（ショート）は、11月に利用者の急な入院が続いたため若干利用率に影響が出てきている。

このように、高齢で要介護状態の利用者は健康管理に注意していても体調を崩されたり、肺炎等の病気により入院されることがあるため、新型コロナウイルスの影響以外でも稼働率が不安定になることは避けられない状況がある。

デイサービスについては、体制強化を図り、少しずつではあるが利用者数が伸びてきている状況である。

居宅介護支援事業所は、念願のケアマネの採用が出来て新年度は3名体制で取り組んでいく。

社会福祉法人の公益事業・地域貢献事業として次の事業を行っているが、更なる強化策が求められている。

（1）災害時の福祉避難所機能

三木市社会福祉協議会との提携により、在宅福祉サービスの強化・災害時に伴う福祉避難所として三木市内の障害者・高齢者の受け入れを行う。

（2）地域の福祉学習の場

看護学生の実習、高校生の職場体験、中学生トライやるウィーク、小学生総合学習、地域住民への『えびすの郷祭り』等での相談事業などできる限り地域の学習の場として活動する。

人材の状況

国は、介護人材の確保育成は喫緊の課題とし、第8期介護保険事業計画（21年度～23年度）の介護サービス見込み量などに基づき、将来的に必要となる介護職員数を推計。現状（19年度）よりも23年度は約22万人、25年度は約32万人が更に必要になると試算している。このような介護人材の不足は、日本全体の「少子高齢化」が原因と言われており、日本全体が労働人口の減少に直面している。介護業界だけでなく、どの業界でも不足感は年々増加している状況があるようで、厚生労働省の調査（一般職業紹介状況（令和5年10月分））によると全業種の有効求人倍率が1.19倍に対し、介護業界の有効求人倍率は4.02倍と他業種の約3.4倍と厳しいものとなっている。さらに、介護業界における人材の課題はこうした「数」の問題だけではなく、公益財団法人介護労働安定センターが行った令和4年度「介護労働実態調査」では、介護労働者の13.8%が65歳以上、そして、ほぼ7割の事業所で65歳以上を雇用しており、介護人材の高齢化も深刻化している。

また、社会保障審議会介護保険部会において、介護人材の確保、介護現場の生産性向上の推進について「離職理由は賃金よりも、職場の人間関係、働きやすい職場であるか」、「法人等の理念や基本方針との不一致」が理由として挙げられており、本質的な人材確保対策が必要」等の意見が出ていることを考慮し、当法人として施設方針を「明るく働きやすい職場を目指す」こととした。今後も、国が示している「介護サービスにおける生産性向上に資するガイドライン」に沿った職場環境の整備を進めていく必要があると考えている。

国は、福祉・介護人材の確保対策等として、外国人介護人材の受入れ環境整備の推進を行っており、当法人では、インドネシアから5年間の在留期間の間に介護福祉士の資格を取得すれば、継続して就労することができる特定技能外国人として3名と介護福祉士1名の計4名が就業している。

【退職者の状況】

年度	退職者数（人）	内介護職員（人）【再掲】
令和2年度	21	12
令和3年度	13	10
令和4年度	9	6
令和5年度（12月末）	9	7

法人運営

令和6年度においても介護保険制度改正の動向、三木市の第9期介護保険事業計画等の状況などを把握しつつ、職員が一丸となって、安全、安心でより良いサービスの提供に向けて、以下のとおり取り組むこととする。

1 介護保険制度改正への対応

国は超高齢社会への備えを確かなものとするとともに、人口減少に対応していく観点から、特に、2025年までに75歳以上の後期高齢の割合急激にが高まることを踏まえ、負担能力に応じて、全ての世代で、増加する医療費・介護費を公平に支え合うことができるよう、引き続き、給付の在り方、給付と負担のバランスを含めた不断の見直しを図る必要があるとしている。

令和6年度の介護報酬改定においては、人口構造や社会経済状況の変化を踏まえ、「地域包括ケアシステムの深化・推進」「自立支援・重度化防止に向けた対応」「良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり」「制度の安定性・持続可能性の確保」を基本的な視点として介護報酬改定が実施される。事業者にとっては、今後3年間で自立支援、生産性向上、科学的介護という新しい時代に合わせた介護事業経営に転換できるかが重要なポイントとなってくるとされている。そのため、制度改正の趣旨を理解し、適切な対応を行っていく必要がある。

2 人材確保への取り組み

少子化の影響で労働力人口全体が減少する傾向が続いており、三木市域においても今後さらに人材の確保は難しくなることが予想される。

人材確保に当たっては、基本的に職場の魅力の創造、求人活動の活性化、職場定着対策の充実など多様な方策により、人材確保を進めなければならないとともに、特定技能外国人の継続的採用や、介護ロボット及びICTの導入なども積極的に取り組まなければならない。また、広報活動にも力を入れ、なるべく人材紹介に頼らないように方向転換を図りたい。

外国人労働力の導入については、2018年からインドネシア人受け入れを開始し、在留資格の変更、増員、インドネシア人同士の紹介を経て現在4名が在籍している。今年度は新たに3名の受け入れを予定している。在留資格の期限等を考慮しながら今後も継続的に採用していくこととする。

新たな人材確保に合わせて、在籍している職員の資質向上を図ることも重要な課題である。人材育成のため、現場での実地研修、座学による研修を行うとともに外部研修への参加を積極的に実施することで定着率の向上を目指していく。

3 各事業実施目標

社会福祉法人一陽会として経営の安定を図るとともに、地域への社会貢献としての役

割を果たすために一定の利用率を達成するよう努力する。

- (1) 特別養護老人ホームについては年間を通して今年度も 97%の稼働率を維持することを目標とする。「自立支援介護」で入院件数を削減する。
えびすの郷におけるユニット型特養「24時間シートの推進」としてのサービスの在り方を研究し、ユニットケアの実現に向けユニットリーダー研修受講の成果を発揮させていく。
- (2) 短期入所生活介護事業(ショートステイ)については年間を通して今年度も 90.0%の稼働率を目標とする。
- (3) 通所介護事業は稼働率が現在 55%弱程度であるが、団塊の世代が徐々に要介護・要支援層に入ってくることに着目し、今年度も 70%を目標とする。
- (4) 居宅介護支援事業は 3 名体制を確立し、居宅介護支援専門員がそれぞれ要介護者 35/1 人の利用を目標とする。(事業所連携の強化)

4 サービスの向上助成

(1) 職員の資質向上

施設内外の研修機会を活用しながら、職種・経験年数・資質などに応じて研修機会を提供し、施設全体としてのサービス力の向上を目指す。

事業所内研修では、基礎的なものとして接遇研修、新任研修、人権研修、認知症基礎研修、慢性疾患基礎研修などを行うとともに、業務上の課題を踏まえた専門的研修にも重点を置き、介護技術研修、事故予防研修、感染症対策研修、身体拘束廃止研修などサービス提供上の専門的な分野について研修する。

外部研修としては、東播磨老人福祉事業協会、県社会福祉研修所(県社協)による介護職研修をはじめ、ユニットリーダー研修など当法人の事業上の課題に応じた研修に参加する。

また、認知症への対応力を強化するため、認知症介護実践者研修(基礎研修、実践者研修、実践リーダー研修)へ計画的に参加するとともに、認知症サポーター養成研修への自主的参加を奨励する。

居宅介護支援専門員、管理栄養士等は、それぞれ職種別組織に所属しているので、それらの組織が開催する研修に参加し、資質向上を図る。

関係図書、映像資料等を購入し自由に利用できるようにして、関係職員が自主的に学習、研究することを支援する。

(2) 業務マニュアルの改善・見直し

すでに定めている業務マニュアルを周知徹底するとともに、現場での状況に応じて常に見直しを行い改善する。

(3) サービス提供の目標

個別の利用者へのサービス提供に当たっては、ケアカンファレンスにおいて個別で具体的なサービス目標を設定し、画一的なサービスに陥らないように努める。

利用者様の生活の背景を理解し、利用者・家族との信頼関係を醸成するように努

める。

利用者の自尊感情を尊重し、快適でゆったりとした生活を提供するとともに、残存能力を維持するため過剰にならない介護を目指す。

(4) 意見・不満・苦情・トラブル対応

利用者や市民等からの意見等に対しては、職責に応じ速やかに対応する。

意見等は個人的な問題として終わらせることなく、苦情対策委員会や第三者委員を活用するなど組織として取り組み、再発防止に努める。

5 人事管理

(1) 定期的に勤務評価を行う。

事業目的に即した勤務評価を行うように努めるとともに、勤務評価の結果を人事異動、昇任、昇格、賞与の支給などに反映させる。

(2) 職場の服務規律を厳正に行う。

特別養護老人ホームは利用者の生活を 24 時間支えているので、服務規律や勤務体制の維持は必須の条件である。関係職員が強い職業意識・緊張感をもって、勤務に当たるよう督励し、職務怠慢がないよう注意を喚起するとともに、問題があれば厳正に対処する。

(3) 職員の確保、資質向上を図る。

福祉事業において最も重要なものは『人財』であると言われてるところであり、資格を持ち、経験を重ねた職員を失うことは大きな損失となるので、職員の定着に努めるため、限られた経営資源の中ではあるが、介護ロボットやICTを積極的に活用し職場の効率化を図り職員への負担を少しでも軽くするための『職場環境の整備』と、『福利厚生の充実』を図る。

また、しっかりとした教育体制を整えるためコーチングスタッフ育成に力を入れ、そのための研修へ積極的に参加を促す。そして、更なる全体の質の向上を目指す。

なお、人間関係を理由として退職する職員も多くいるので、風通しの良い人間関係を心がけ、孤立する職員がないように職員親睦会とも協力して、職員の交流の機会を設け、意思疎通が円滑に進むよう努める。

福利厚生の一環として業務災害総合保険に継続加入し、職員の病気の補償と雇用リスクに備える。

職員親睦会においても、コロナやインフルエンザの状況を見ながら、冬場の感染時期ではなく温かい季節に行事を計画したいと考えている。

介護福祉士資格を持つことは介護の業界では一定の業務能力を証明するもので、介護職員であれば取得することが当然ともいえる資格である。事業所としても一定割合の介護福祉士資格保有者が勤務していることでサービスの水準が確保できるといえるので、法人としての補助制度により介護福祉士資格取得を支援する。そして、ユニットリーダー研修等積極的に受講し、次世代へつなげる人材育成を行っていく。

また、居宅介護支援事業においては、後継者への引継ぎ・育成に努めることとし、新しい体制を作る。

(4) 職員の健康管理、腰痛対策を行う。

職員は全員定期健康診断を受診させ、その結果精密検査が必要な場合は受診するように指導する。

介護職員の職業病といわれる腰痛については特に注意して対応する必要があり、介護関係職員は定期的に腰痛検診を受診させ、必要な場合は治療を受けるよう指導する。

介護・看護職員で希望者には腰痛ベルトを貸与する。

3年間で更新を認めることとしており、これまでの実績は以下のとおりである。

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
貸与数	7人	5人	17人	調整中

(5) 永年勤続表彰制度

これからも、永きにわたり業務を遂行し法人に貢献してきた職員の功績を称え、感謝の気持ちを表すための永年勤続表彰制度を継続していく。

職員のモチベーション向上と、永く勤めて欲しいという法人の思いにより、退職を少しでも防ぐ効果を期待できると考える。

6 財務管理

介護報酬改定により加算が取れないと収入の現状維持が難しくなっていることに加えて、ショートステイの利用者や入院される利用者の数の変動が収入に大きく影響するため、収入と支出の管理を引き続き厳しく行う。

また、加算による収入を上げることが安定した事業運営につながるのので、引き続き加算要件を満たしている場合に認定漏れとならないように注意する。

現在利用料の滞納はないが、今後も滞納や支払い遅延が出ないように利用者が納付しやすい納付方法を用意する。現在、支払いのための口座振替可能な金融機関が限定されているため、制限なく口座振替ができるように整備していき、期限内に納付していただくように努める。

また、基本的に現金授受をなくし、現金管理に伴うリスクと負担をなくすよう努める。

支出に当たっては、主要な支出項目の変動に注意し、変動要因を究明して、不合理な変動には組織的に改善策を講じるよう努める。

不要不急の支出は控え、やむを得ないと思われる支出についても漫然と支出することがないように努める。

新規入所者・入居者の獲得には、病院の在宅支援担当者・ケアマネジャー等に自施設の特徴や受け入れ可能な対象者を理解してもらわなければならない。その上で相手のニーズにこたえる営業活動を行っていく。

7 広報活動

「地域とともに歩み、地域に育まれる福祉の拠点」を目指す当法人は、市民の需要の

動向を踏まえ、市民から求められる事業を、市民の信頼のもと展開していくべきである。

市民に理解していただくため、これまで以上に広報活動に注力しなければならない。

今後、広報活動を充実させるように努めるとともに、ホームページを適宜更新し、法人・施設のイメージアップを図っていく。

施設内での行事での状況を発信していく。

社会福祉法人制度の改革に伴い、全国的に実施されることとなった、「財務諸表等の開示システム」が2017年6月から本格実施された。

引き続き当法人もこのシステムに適切に情報を開示していく。

8 施設建物の維持管理

建物の維持管理については建設工事を行った業者等からのアドバイスを生かし、建物を長持ちさせるための保全方法、適切な時期の補修など継続的に対応する。

また、修繕積立金を計画的に造成し、将来の修繕に備える。

【主な修繕予定】

年 度	内 容（予定）
2024 年度	オゾン脱臭装置 ... 機器交換
2025 年度	エコキュート ... 電気回路（リレー、ヒーター部）交換
2026 年度	エコキュート ... 冷媒回路（圧縮部）、電気回路（電磁弁）交換
2027 年度	建物 ... 外壁吹付塗装、アスファルト防水 給排水設備 ... 給排水ポンプ更新 ろ過装置 ... ろ過装置更新 エコキュート ... 冷媒回路、水回路電磁弁等交換
2028 年度	エコキュート ... 電気回路（ヒーター部、電子基板等）交換 冷媒回路（圧縮機）交換
2029 年度	
2030 年度	エコキュート ... 電気回路（リレー、サーミスタ）交換

敷地内道路、駐車場のアスファルト舗装補修。

9 令和6年度法人業務日程

月	内 容 (予 定)
5 月	監事監査
6 月	理事会【令和5年度年度事業報告・同決算等】 定時評議員会【令和5年度事業報告・同決算の承認等】 財務諸表等の開示
12 月	理事会【令和6年度事業状況報告等、課題検討】
3 月	理事会【令和7年度事業計画・同予算・令和6年度補正予算等】 評議員会【令和7年度事業計画・同予算・令和6年度補正予算等】
毎月	運営会議(理事長・幹部職員)

特別養護老人ホームえびすの郷

令和6年度 事業計画

基本方針

- 1 えびすの郷のサービスが画一的なサービスに陥ることがないように、利用者の個性を尊重し、生活の継続性を大切にしながら、安全安心で生きがいのある生活の場を提供するように努める。
- 2 ユニット型特養としての機能を生かし、家庭的で多様なサービスを提供するようにユニットケアの推進に努める。
- 3 地域の需要の把握に努め、地域と共に育つ施設運営を行う。
- 4 事故を限りなく『0（ゼロ）』に近づけるため、『ヒヤリハット』の要因の分析、対策の検討と実施、その効果の検証を行う。
- 5 職員の養成・研修に努め、サービスの質の向上に努める。

国・県・地域の状況への対応

国は、この度の報酬改正において、「地域包括ケアシステムの深化・推進」の中で医療と介護の連携の推進、看取りへの対応強化、感染症や災害への対応力向上、高齢者虐待防止の推進、認知症対応力向上等を掲げている。また、「自立支援・重度化防止に向けた対応」の中でLIFEを活用した質の高い介護を掲げている。そして、「良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり」の中で介護職員の処遇改善、生産性の向上等を通じた働きやすい職場環境づくり、効率的なサービス提供の推進を掲げている。

については、このような視点をしっかりと理解し、施設として取り組む必要がある。

稼働目標

本年度も97%の居室稼働率達成を目標とする。

年 度	稼働率	延入院者数 / 実人数 (月)	延利用者数 / 月
令和元年度	92.74%	116.42/7.0 名	1,697.17
令和2年度	95.21%	66.67/5.00 名	1,737.50
令和3年度	95.74%	71.33/5.17 名	1,747.58
令和4年度	96.26%	57.33/3.67 名	1,756.83
令和5年度(12月)	95.54%	70.67/5.11 名	1,751.78

事業の推進

1 ユニット型特養としてのサービス力の充実を図る（24時間シートの活用）

当施設はユニット型の建物となっており、ユニット型の考え方を持って運営しているが、十分にユニットケアとしてのサービスが提供できていない状況がある。そのため、今年度はユニットケア推進のために積極的に取り組んでいくこととする。

ユニットケアの特性を生かすため、利用者全員が一斉に行う日課は必要以上に作らないようにし、入居者一人ひとりの個性や生活リズムを尊重した毎日を送れるように支援する。そのために、施設全体の事業やフロアごとの事業について、それぞれの意義を十分に検討して実施することとし、あわせて参加型のレクリエーションなどユニットにおける生活が充実したものとなるように工夫し実施することとする。

また、ユニット費による事業については、フロアごとにそれぞれ特色が発揮されて、利用者の特性を踏まえた事業を計画して行っている。本年度についても引き続きユニット費によるユニットごと、フロアごとの事業を計画する。

24時間シートについては、関係職員の時間的な余裕がない中で、利用者個々の情報の基本的な部分が入力されて、関係職員で共有できるようになった。このため、日々の処遇に情報が活用できるようになっている。今後さらに入力情報を精査し、24時間シートの効率的で効果的な運用ができるように努力する。

2 利用者へのサービスの維持向上 - 生活全般における個別ケアの充実 -

- (1) ケアプランに基づいた個別ケアを提供するとともに、「アセスメント、ケアカンファレンス、ケアプランの説明、サービスの提供、モニタリング」という一連のサイクルを定期的実施する。緊急時には別途検討し必要な対応を行う。
- (2) 個室での生活の尊重と適切なリスクマネジメントの調和を図り、安全で快適な生活を実現する。
- (3) 一人一人の利用者と介護職員の『馴染み』の関係を重視し家庭的な雰囲気づくりを心掛ける。
- (4) 利用者の自発性を尊重しつつ、ADLの維持、生活の場の中での機能訓練に努める。
- (5) 身体拘束廃止について、24時間シートを活用し身体拘束廃止に向けて常に努力する。『緊急』『やむを得ない場合』の対応として例外的に身体拘束を行う場合は、『切迫性』『非代替性』『一時性』の3つの要件を満たしていることを確認し、定められたルールにより所定の手続きを行ったうえで実施する。身体拘束委員会により適宜モニタリングを行い、廃止に向けた取組を行う。
- (6) 出来る限り利用者の生活のリズムを大切にし、生活の継続を実現する。
- (7) 画一的なサービス提供に陥らないようにし、利用者が自由に過ごされる時間を大切にするとともに、季節行事やレクリエーション、教養娯楽活動など、利用者が選択できるサービスを充実にしていく。施設全体行事には、利用者の家族の参加が得られるように働きかけていく。
- (8) ご家族との関係を大切にし、利用者個人の状況の報告など定期的にご家族に情報

提供を行い、施設訪問がしやすい雰囲気を作成するとともに、ケアカンファレンスは事前の日程調整のうえ、できる限り利用者、ご家族の参加のもとに行い、ケアプランの作成に利用者・ご家族の意思を反映していく。

- (9) フロアの介護職員の中から当該フロアの利用者ごとに担当を決め、担当者は利用者の状況を理解し、担当利用者へのサービス提供における主要な情報発信者となる。
- (10) 全国的に高齢者虐待防止が大きな課題となっており、虐待の原因として「教育・知識・介護技術に関する問題」「職員のストレスや感情のコントロールの問題」が多いとされているので、職場環境の整備（風通しの良い職場作り）の強化を図る。
- (11) 排泄介助について適時適切な介護に努める。尿意・便意のある方はナースコールで随時対応し、尿意等がない方においても、パット・紙おむつ等を使用し、その人に合わせた時刻・方法で個別対応を行う。
- (12) 食事介助については、出来るだけ自分で摂取していただくように自助具等を用意する。介助が必要な場合は残存能力を出来るだけ活用していただき、必要な範囲で介助を行う。
- (13) 入浴介助については、全員に週2回入浴していただき、体調が悪いなどで入浴出来ない場合は清拭を行う。
個浴を使用することを優先し、入居者個々の身体能力に応じて無理なく安全に個浴リフト若しくは機械浴を使用する。
- (14) 感染症対策も十分考慮した上で、清潔でより快適でかつ家庭的な雰囲気の中で暮らしの延長の支援ができるよう、「しつらえ」に配慮する。

3 地域交流

(1) 地域行事、季節行事等による交流

三木小学校5年生の総合学習の時間に協力する形で小学生との交流を続けているほか、えびす認定こども園の年長園児の園外活動として敬老会を合同で実施する。利用者も地域の子供たちの来訪を大変喜んでおられ、今後も三木小学校、えびす認定こども園の協力を得て、出来るだけ交流の機会を増やすように努力する。

毎年地元大塚地区屋台の会のご厚意と服部病院の後援により、岩壺神社の秋季祭礼に際して、施設前において屋台練りを行っていただいている。

利用者はシデ棒を振って屋台練りを堪能されている。地元の祭りに参加することで利用者が生き生きとされ楽しまれており、今年度も継続することとする。

また、地域交流行事として例年開催している『えびすの郷祭』においては、利用者のご家族をはじめ、地元のボランティアの方々が舞台上での演技や運営のボランティアとしてご参加いただき、地域との交流を深めていたが、新型コロナウイルス感染予防のため令和2年度から中止としていた経緯がある。

2023年度は、3年ぶりに施設内での開催であったが祭りを実施した。今年度も状況を見据えながら開催規模を考え実施を検討することとする。

(2) 地元ボランティアとの交流

施設開設以降、地域のボランティアグループが来訪してくださり、民謡や踊り、楽器の演奏などをしていただいている。

今後も地域のボランティアの方々との交流を続け、多様なボランティア活動を行っていただけるよう調整する。

令和5年度も、新型コロナウイルス予防対策として休止しており、感染状況を見据えながら実施を検討することとする。

4 業務能力の向上

(1) 業務改善

介護人材の不足を補うため、また腰痛対策として国・県はロボット 機械力 の導入を推奨しており、当施設でも必要なロボット 機械力 及びICTの導入を進めていく。

一部の施設ではノーリフト運動に取り組み成果を上げていると言われていることも踏まえリフト機の活用も検討する。

業務の改善

職種別業務マニュアルを定めているので、日常業務はマニュアルを原則として個別のサービスを提供する。日常の業務の中では様々な状況があり、マニュアルでは対応しきれない場合もある。職員が経験を重ね、状況に応じた工夫ができるようになることも求められる。

現場で職員が感じている改善意識を実際の業務に生かしていくため、各種委員会活動等により業務改善を推進する。

業務ソフトの活用

施設開設当初から(株)東経システムの介護業務ソフト『福祉見聞録』を導入し、基本情報をはじめケース記録、看護記録、保険請求等を行っている。なお、ソフトに搭載されている機能を全職員が理解しているとは言い難く、十分に使いこなせていない職員がいるのも実状である。

今後も介護業務ソフトを使用していくうえで、全職員がソフトに習熟し効率的にケース記録等を記録し、これをもとに以後のサービス提供に生かすことが出来るよう努める。

ロボット 機械力 の導入

介護人材の不足を補い、安全で効率的な介護を行うため、ロボット 機械力 として離床センサー付き介護ベッドを導入済。今後、可視化を目指していく。併せて効果的な福祉用具の活用を図っていく。

インカム等のICTの活用

ハンズフリーの通話でスタッフ間の情報共有を円滑に行うツールとしてインカムの活用を継続して行う。また、ICTの積極的な導入に努めていく。

(2) 介護職員の技術評価

介護職員の技術力を客観的に評価し、優れている点、改善すべき点を明確にして、それらを踏まえて研修を効果的に実施するように努める。

そのため評価シートを作成し、一人一人の技術評価を行う。

(3) 研修

職員の資質向上と人材育成を図ることを目的に研修を実施する。施設内外で実施される研修を活用しながら、職種、経験年数、資質などに合わせて業務能力の向上を図る。

事業所内研修（内部研修）では、事業所全体の技術水準を平準化するよう努めるとともに、OJT・OFFJTの積極的な実施により、職員の技術力の向上を図る。

食事、排せつ、移乗などの介護技術研修のほか、接遇マナー、感染症対策などの衛生管理、事故発生防止、身体拘束廃止、終末期ケアなどの利用者対応に関する研修、介護保険制度や認知症、高齢期の慢性疾患に関する研修を実施する。

【法人内部研修】

名 称	時期	対 象	内 容
新任研修	入職時	新任職員	社会人としての心構え、制度、介護技術を教育する。
介護技術研修	分散	全介護職員	介護技術を取得。中堅職員は再確認。
救急救命研修	10月	全職員	AEDのほか、急変時の応急処置等を取得する。
事故予防研修	11月	介護・看護職員	ヒヤリハットに学ぶ。
介護保険制度研修	5月	介護・新任職員	改正内容など制度について学ぶ。
認知症基礎研修	7月	介護職員	認知症ケアの概要について学ぶ。
人権研修	6月	全職員	差別、いじめ、セクハラ等
高齢者虐待防止研修	6月	全職員	高齢者虐待事例を通じて予防策を検討する。
感染症対策研修	11月	全職員	感染症発症時の対応について学ぶ。
慢性疾患基礎研修	未定	介護職員	高齢者に多い疾患についての知識と対応を学ぶ。
身体拘束廃止研修	未定	介護職員	身体拘束廃止に向けて対応策などを学ぶ。
急変時対応研修	未定	介護職員	高齢者の急変時の対応を学ぶ。

外部研修は、前年度同様、東播磨老人福祉事業協会による研修、県社協社会福祉研修所が実施する職種別の専門研修のほか、認知症実践者研修や喀痰吸引研修など加算に関わる研修にも職員を参加させることとする。また、『介護職員実務者研修』の受講など介護福祉士資格取得への支援を積極的に行うこととする。

喀痰吸引研修の参加

令和5年度に1名受講済。今後、近隣で新しい施設建設も予定されていることから、他施設との差別化を図るためにも今後数年かけて修了者を増やしていき、利用者の受入れの幅を広げていく。

接遇研修の実施

施設としての基本である接遇に注力し、利用者様や家族様へ「おもてなしの心を大切にした接遇」を実行し、満足度を向上させると同時に、職員の業務達成感を向上させ、その相乗効果を持って魅力ある施設経営の実現を目指す。

ユニットケアリーダー研修への参加

ユニットリーダーは、ユニットケアの実践の場で、深い知識と高いスキルを発揮して日々のケアに当たるだけではなく、ユニットというチームのリーダーとして、日々のケアの質を管理することや、ユニットを運営するという役目を担っており、当該研修に本年度は2名の受講を目指す。

「ユニットケア」とは、在宅に近い居住環境で、利用者一人ひとりの個性や生活のリズムに沿い、他人との人間関係を築きながら日常生活を行えるように介護を行うもの。

(4) 『キャリア段位制度』への取り組み

介護職員の介護技術力を客観的な評価基準によりレベル認定するとして、2013年度から始まった『介護プロフェッショナルキャリア段位制度』について、『アセッサー(評価者)』の養成が進んでいない。当施設としては、介護福祉士の資格取得に積極的に支援していくこととする。

5 医療・看護

基本方針

令和6年度の介護報酬の改定において、医療・介護の連携による医療ニーズの高い方や看取りへの対応が示され、介護老人福祉施設では協力医療機関との連携体制の構築が打ち出されており、服部病院との連携の下、日々の健康チェック、予防接種の徹底、施設内感染の予防、疾病の早期発見・早期治療に努めるとともに、情報を医師や介護職、関係職種と連携共有化を図り、健康管理を実施し、身体機能や残存能力に応じてその人らしく生活できるよう支援していくとともに、入所者の急変時の迅速な対応や医療機関への情報提供を行っていくこととする。

看取り介護・看護

老化に伴い、体力の低下、栄養状態の低下、全身的な機能の低下は避けられないところがあり、最後は積極的な治療による延命より、施設の看取りを選択される利用者・家族に対して、本人の意思並びに家族の意向を尊重し、気持ちに寄り

添いながら、施設で、看取り介護・看護に定めた方針に基づき、多職種と連携し、可能な範囲で対応し、適切な時期に適切なケアを提供することで、安らかな最期を迎えられるように施設としての機能の中で支援し、平穏な最期を迎えて頂けるよう支援していく。

感染予防対策

標準感染予防対策と感染発症時の備えを理解し実施できるようにする。

重症化リスクの高い高齢者に対し、家族の面会を徐々に緩和しながら、感染対策のキーワードとして「病原体を持ち込まない、持ち出さない、拡げない」ためにマスク着用、手指衛生の徹底、高齢者及び高齢者介護施設の特性、施設における感染者の特徴を理解し、感染者に対する知識を関係職員に周知徹底し、疑わしい場合にも感染マニュアルにより対応すること。また、研修会の実施及び地域での発生状況を踏まえて予防対策を徹底していく。

新型コロナウイルス感染症発生時のBCP(業務継続計画)の必要な更新を行う。

目 標

安全で安心な生活が送られるよう健康管理を行う。

目標に向けて介護職員と問題点を共有し連携して利用者様の健康維持を行う。

目 的

- ・水分が1日1500ml以上取れる。
- ・安全に清潔行為を行い心地よく過ごせるように援助できる。
- ・職員間で情報を共有し、その家族との調整をし役割を果たすことができる。
- ・感染予防対策ができる。
- ・看取り介護、看護の実践ができる。
- ・褥瘡予防マニュアルの見直し、研修ができる。
- ・人工透析患者への適切な対応が出来る。
- 介護技術に関する研修の実施ができる。

6 機能訓練・余暇活動

事業計画

適切な身体評価に基づき、個別機能訓練実施計画書を作成、他部署との連携により利用者の生活の様子や身体状況を評価したうえで、福祉用具の使用や身体介助の方法など適宜見直しを行う。そのために、フロアごとに介護職員と共に入居者の身体状況や介助方法などの見直し・検討を行う場を定期的に設ける。また、特養の入居者だけでなく、ショートステイの利用者に対しても身体状況に応じた生活環境調整の提案、福祉用具の提案を行う。

介護職員に対し介護技術に関する研修を定期的を開催しケアレベルの向上に努める。

福祉用具の使用状況を把握し、定期的なクリーニング、メンテナンスを行い安全に、そして清潔に使用できるよう管理を行っていく。

利用者の身体状況に応じて出来る動作を継続していくために、各部署より情報収集を行い、必要な福祉用具を速やかに準備するとともに、ご家族に対しても、利用者の福祉用具の使用状況、見直しの必要性、機能訓練の実施方針など適宜に説明を行ってご理解を得る。

行事やレクリエーションなどに利用者も主体となって取り組んでいただける環境づくりをし、残存機能を十分に発揮しながら楽しみのある施設生活を送ることができるよう機会を提供していく。

7 栄養管理

目標

美味しい食事は、『健康の源』であり、『経口摂取』は生きがいにもつながるものであるから、季節の食材の選択や洗練された調理へのこだわりにより、美味しい食事を提供するとともに、できる限り経口摂取が継続できるように努める。

嚥下力など、利用者の個別の態様に応じて適切な調理方法を取るだけでなく、適切な食事介助を行い、食事を楽しいものとして感じていただくことにより、栄養状態の維持向上に努める。

事業内容

栄養管理

施設の調理を委託している株式会社ニチダンの協力の下、以下の点を重点として栄養管理に取り組む。

1) 衛生管理

食中毒の防止に最大限の注意を払う。特に委託業者の栄養士と協力して厨房職員の衛生管理マニュアルの遵守を徹底する。加えて、介護職員に対して盛り付けや配膳時の衛生管理マニュアルの遵守を徹底する。

2) 栄養管理

利用者の病状や体調に合わせ、食べやすい形状の食事や疾患に対応した療養食を提供する。

医師・看護職・介護職と管理栄養士とが連携を図り、栄養指導や経口維持にも取り組む。

利用者の体調や栄養状態を把握し、低栄養の予防に努めるとともに、低栄養のリスクが高い場合には食事形態の変更や栄養補助食品の提供、栄養管理の徹底など、多職種が連携して迅速に対応する。

栄養ケアマネジメントに取り組む。

3) 行事食の提供

食事から季節感を感じていただくために、季節に応じた行事食を提供す

る。

ユニットごとでも季節に応じた食事レクリエーションを実施する。
新しいメニューの開発に努める。

月	季節の行事食	ユニット毎の料理レク
4月	花見弁当(松花堂弁当)	お好み焼き
5月	端午の節句(こどもの日メニュー・柏餅) 母の日(母の日メニュー)	焼肉パーティー
6月	父の日(父の日メニュー) 夏至(たこ焼き) 水無月(水無月ゼリー)	パンバイキング 桶そうめん
7月	七夕(松花堂弁当) 土用の丑(うな井)	桶そうめん
8月	夏まつりメニュー	桶そうめん
9月	敬老祝賀会(松花堂弁当) 彼岸(おはぎ) 十五夜(お月見団子)	お好み焼き おやつバイキング
10月	運動会(運動会弁当) 岩壺神社秋祭り(鯖寿司) ハロウィン(南瓜のおやつ)	パンバイキング
11月	釜飯	すき焼き
12月	冬至(南瓜料理) クリスマス(クリスマスメニュー) 大晦日(年越しそば)	寄せ鍋
1月	正月(おせち料理) 新年会(松花堂弁当) 七日(七草粥) 小正月(小豆粥) 鏡開き(ぜんざい)	味噌鍋
2月	節分(巻きずし・節分ボーロ) 寿司バイキング	カレー鍋
3月	桃の節句(ちらし寿司・雛あられ) 彼岸(ぼたもち)	豆乳鍋 おやつバイキング

1回/月 出張喫茶(コロナ対応としては移動喫茶) 1月はお茶会

8 苦情対応

苦情対応は、施設長をはじめ、介護課長、生活相談員が責任者として対応することとしており、苦情対策委員会において検討し、必要な場合は「第三者委員」による客観的評価もいただき適切に対応する。

職員全員が苦情・要望を受け付け、迅速に原因を解明し解決に努めるとともに、苦情・要望を申し出られた方だけでなく、関係機関に対しても説明を行い、関係業務の改善を行う。

施設内に「意見箱」を設置し、広くご意見をいただけるよう取り組んでいく。

9 防災計画

三木市消防本部に提出した消防計画に則り、年2回の消防・防災訓練をはじめ消防設備点検を実施し、利用者様の安全確保を徹底する。

訓練においては、出来る限り消防署の職員から直接指導を受けるようにするなど、職員の防災意識の向上に努める。

消防・防災訓練 ... 7月、11月

消防設備点検 ... 7月、1月

「非常災害対策計画」及び自然災害発生時のBCP（業務継続計画）に基づき非常災害に備える。

また、自然災害発生時のBCP（業務継続計画）の必要な改定を行う。

10 会議

会議等の運営は効率的に行うように努める。議題が適切か、問題点が整理されているか、結論が明確になったかなどに留意し、会議結果で周知すべき点は周知するとともに、個人情報等が外部に漏れることがないよう、十分に注意する。

名称	内容	参加者
事務所ミーティング	毎朝の情報伝達・指示、情報共有	1階事務所職員
フロアミーティング	毎朝の各階情報交換・指示	各階勤務職員、関係職員
フロア会議	毎月のフロアの運営会議	各階全職員、関係職員
医務室会議	毎月の医務室の運営会議	全看護師職員
リーダー会議	毎月の施設業務・運営課題等	介護課長、各リーダー
運営会議	主要課題、懸案事項	理事長、幹部職員
ケアカンファレンス	個別サービスの内容検討	利用者・ご家族、関係職員
入所判定会議	特養入所者の調整	施設長、関係職員

11 施設行事計画

月	内 容			
	施設全体	3階	4階	5階
4月		おやつレク 花見	花見	花見（散歩）
5月		おやつレク	おやつレク	おやつレク
6月		外出レク	外出レク	おやつレク
7月		かき氷	かき氷	かき氷
8月		夏まつり おやつレク	夏まつり おやつレク	夏まつり おやつレク
9月	敬老祝賀会			

	えびすの郷祭り			
10月				
11月			茶話会	おやつレク
12月	餅つき	クリスマス会	クリスマス会	クリスマス会
1月		新年祝賀会	新年祝賀会	新年祝賀会
2月		節分会 お寿司バイキング	節分会 お寿司バイキング	節分会 お寿司バイキング
3月		ひな祭り	ひな祭り	おやつレク
毎月		誕生日会		

各ユニットで随時誕生日会を行う。

12 各種委員会

委員会名称	内容	時期
事故防止委員会	事故報告内容・対策検討、事故内容等研修 ヒヤリハット対策検討、気づきの分析・気づきの奨励	第2木曜
身体拘束委員会	拘束実施検討・廃止検討、身体拘束廃止研修 拘束実施状況のモニタリング	第3金曜
感染症対策・褥瘡予防委員会	感染症予防対策立案・実施・研修 感染症発症時の対応立案・実施・研修 褥瘡予防対策の立案・実施・研修	第3木曜
食事委員会	食事内容の検証・評価・改善提案 行事食の検討 利用者の個別食の適否等検討	偶数月 第1水曜
苦情対策・虐待防止委員会	苦情・虐待の内容調査、問題点検証、改善策提案 苦情対応・虐待防止の現状把握 苦情対応・虐待防止について意識啓発・研修	必要時及び 第3火曜 (偶数月)
サービス向上委員会	サービス向上策の検討・提案・実施・研修 サービス提供上の課題の把握、改善策の立案 接遇研修の実施	第4木曜
防災委員会	防災対策の検討・立案、火災・防災訓練の実施	必要時
広報委員会	広報誌作成・配布、パンフレット作成・配布 ホームページ管理	随時
入所調整委員会	入居調整	随時

13 県・市・関係団体等予定

月	団体	内容
5月	市連	病院長等定例会（情報交換・意見交換） 市連は病院長・施設長の情報交換会（年2回）相談員等の情報交換会（年4回）
6月	市研	総会（事業計画、予算、事業報告、決算、記念講演） 市研は5部会に分かれて全体研修、部会研修を行う。
10月	市連	病院長等定例会（情報交換・意見交換）
3月	老協	総会、研修会
	県・市	社会福祉法人等研修会
	県・市	集団指導・制度説明会

県 = 兵庫県 市 = 三木市 老協 = 東播磨老人福祉事業協会 市連 = 三木市高齢者関連施設連絡会

市研 = 三木市高齢者ケア研究会

14 体験学習・実習等受入れ

関西国際大学保健医療学部看護学科 老年看護学臨地実習

2024年度実習として受け入れ予定。

高校生対象 インターンシップ受入れ

10月または11月の1週間 希望者2~3名程度受入れる予定。

中学生対象職場体験『トライやるウィーク』受入れ

10月下旬ごろの1週間 希望者2~3名程度受入れる予定。

小学生総合学習への協力

11月以降 施設見学（1~2日間）交流行事（1~2日間）

新型コロナウイルス等の感染状況により適宜対応することとする。

以上

短期入所生活介護施設 えびすの郷

令和6年度 事業計画

1 基本方針

短期入所施設への地域の需要は多様な形で増加しつつあり、介護する家族の息抜き・休息のための利用、家族の一時的な不在による利用、特養への入所利用と短期利用との中間的な利用など様々な需要がある。

どのような場合でも対応できるよう、出来る限り利用者等の希望に応えるように努力しているが、当法人の事業所を一度も利用されることがない利用者の場合、家族の急病等で緊急ショートの入所を求められても、施設側としては、躊躇せざるをえない場合がある。

施設は医療機関のような受け入れ態勢ではないため、受け入れる利用者の障害や疾病の状況や生活面の特異性など具体的なことが分からないまま受け入れることは、利用者様、職員双方にリスクが生じ、予期しない結果を招く恐れもある。

このような困難な条件もあるが、多様化する利用者や家族のニーズに応えるべく、地域における貴重な社会資源としての役割を担っていることを自覚し、引き続き積極的に事業を運営していく。

2 目標

本年度も90.0%の稼働率を目標とする。

今年度も感染予防対策を徹底し、利用者の確保に努める。

稼働率向上のために次のことに取り組むこととする。

- ・ご利用者様の近況把握に努め、積極的な提案が行えるようにしていく。
- ・新規依頼については、条件的に困難な場合も出てくる場合もあるが、まずご利用いただけるよう取り組んでいく。

年 度	稼働率
令和元年度	77.27%
令和2年度	67.01%
令和3年度	88.69%
令和4年度	89.29%
令和5年度(12月まで)	89.95%

3 課題

- (1) 多様化する利用者や、その家族のニーズに応えること
- (2) リピーターとなる新規利用者の獲得
- (3) 利用者の適切な健康の管理
- (4) 老健・有料老人ホーム等他施設の生活相談員、地域の居宅ケアマネージャー、地

域の医療機関との連携

(5) 新型コロナウイルス等感染予防の徹底

4 事業内容

- (1) 多様な認知症高齢者に対する対応、感染症を持った利用者への対応が可能となるような経験的技術を養うことが求められている。職員それぞれが職務能力の向上を図り、施設内外の研修を通じて適切な対応が取れる技術を習得するよう努力する。
- (2) 職員が組織目標を共有し、当施設が地域で果たすべき役割の中で、自分自身の役割を自覚しなければならない。介護等の技術レベルを全員が一定レベルまで引き上げるという意識を持って取り組む。
- (3) 利用者の入退所時の業務を円滑に間違いなく行うために業務マニュアルを習熟するとともに、各職種間での情報を共有し、丁寧かつ安全な介護に努める。

2階ユニット行事計画

月	行事内容
4月	お花見・お弁当
5月	母の日
6月	父の日
7月	七夕
8月	夏まつり
9月	敬老のお祝い
10月	ハロウィン
11月	食事レク
12月	クリスマス会
1月	新年の書初め
2月	節分
3月	ひな祭り

冬場：お鍋、すき焼き、寿司バイキング、

夏場：桶そうめん

移動喫茶（月1回）

以上

デイサービスセンターえびすの郷

令和6年度 事業計画

基本方針

デイサービスセンターえびすの郷は、法人の設立の目的にある『自立した生活を地域社会において営む』ことができるよう、地域の高齢者から求められているサービスは何かを常に意識し、高齢者に喜ばれるサービスを提供することにより、高齢者の心身機能の維持向上や社会的孤立感の解消ならびに家族の身体的、精神的負担の軽減を図り、高齢者の在宅生活を支援する。

事業目標

- 1 本年度も 70.0%の稼働率を目標とする。

(独法)福祉医療機構の発表した資料(2021年度通所介護事業所の経営状況)によれば、通常規模型の通所介護の場合、決算黒字となった施設の利用率は74.2%であり、同様に赤字となった施設の利用率は64.9%であった。

統計の数字は、諸条件(人件費率や加算取得状況等)により変動すると考えるが、黒字決算の平均稼働率に近づけるよう現在の状況を考慮し、昨年度に引き続き稼働率の目標は70.0%とする。

年 度	稼働率
令和元年度	46.14%
令和2年度	40.13%
令和3年度	47.64%
令和4年度	46.54%
令和5年度(12月まで)	53.72%

2 重点目標

- (1) 利用者、家族のモニタリングを行い、ニーズに合ったサービスを提供するだけでなく、利用者と職員とがより良い信頼関係を構築する。
- (2) 利用者の増加を図るべくえびすの郷居宅介護支援事業所だけでなく、他の居宅介護支援事業所と連携するとともに、ケアマネージャーがケアプランに組み込みやすいサービスを提供する。
- (3) 身体機能維持・向上や口腔機能の維持・向上に向けた取り組みとして個別の身体機能に応じた機能訓練メニューを実施し、個別機能訓練加算を算定する。
- (4) 感染症予防のための適切な対応及び対策の徹底と事故発生予防のため事故防止対策を徹底する。
特養えびすの郷が実施する関連の研修に参加する。
- (5) ケアマネージャー、利用者・ご家族との連携を図り、サービス内容などをこまめ

に情報提供する。

- (6) 入浴時に使用するバスタオルを施設で準備するとともに、口腔セットも施設で管理することにより、利用者の利便性を図っていく。
- (7) 利用者の心身状態及び地理的状况等を考慮した送迎車両・送迎ルートを設定し、無理のない送迎サービスを提供する。また、道路交通法改正に伴い、アルコールチェッカーの検査を行う。安全第一を念頭に置いた走行及び車両の定期的な点検・整備を行い、利用者の安全の確保に細心の注意を払う。
- (8) 新型コロナウイルス等感染予防対策を徹底する。
- (9) 施設と合同で感染症対策及び自然災害発生時における業務継続計画（BCP）の改定及び研修、訓練等の実施に取り組む。

サービスの内容

(1) 基本のサービス

介護サービス：食事介助、入浴介助、移動介助、排泄介助

給食サービス：食事の提供（昼食・おやつ）、季節に応じた特別食

送迎サービス：自宅と施設間の送迎

健康管理：看護職員による検温、血圧、脈拍測定、体重等の状態の観察

(2) ふれあい交流

地域との交流（音楽演奏や舞踊、ボランティアや保育園児・小学生との交流等）、利用者間や施設入居者との交流

(3) レクリエーション

各種ゲーム（射的、ダーツ、輪投げなど）、脳トレ、軽度のスポーツ（ストラックアウト、ボーリング、やカーリングなど）、カラオケ、園芸、手作業レク（完成品持ち帰り）

(4) 機能訓練

身体機能維持・向上や口腔機能の維持向上の取り組み（口腔体操、ラジオ体操、みっきいいいきいき体操等）

ストレッチ、脳トレ、フィットネス機器を使った運動

（『フィットネス機器』については、速度や時間、強度などを調整して実施する。）

カラオケ機器を使用し、少人数（5名程度）単位で機能訓練を実施し、個別機能訓練加算を算定していく。

(5) 趣味活動

利用者の意向や興味を考慮した活動（折り紙、張り絵、カラオケ、手芸、書道等）
張り絵は、季節に合わせた題材を利用者と共同して大作に挑戦する。

(6) 季節の行事

季節感を感じていただけるような行事（イベント、外出、誕生日会、手作りおやつ等）

【主な年間行事計画】

月	行事	作業・レクリエーション
4月	外出（花見）	壁掛けの作品制作 おやつレク
5月	母の日 外出（新緑ドライブ）	壁掛けの作品制作 おやつレク
6月	父の日 外出（紫陽花ドライブ）	壁掛けの作品制作 おやつレク
7月	七夕会	壁掛けの作品制作、七夕飾り制作 おやつレク
8月	夏祭り（お菓子釣り、くじ引き、たこ焼き、ベビーカステラ）	壁掛けの作品制作 おやつレク
9月	敬老会、	壁掛けの作品制作 おやつレク
10月	運動会、 中学生トライやるウィーク	壁掛けの作品制作 おやつレク
11月	外出（紅葉狩り）	壁掛けの作品制作 クリスマスリース制作 おやつレク
12月	クリスマス会	壁掛けの作品制作 クリスマスツリー制作 お正月飾り作り おやつレク
1月	新年会、茶話会	壁掛けの作品制作 おやつレク
2月	節分会（豆まき） お寿司バイキング	壁掛けの作品制作 おやつレク
3月	雛祭り会	壁掛けの作品制作、雛飾り作り おやつレク

誕生日会・・・毎月実施

以上

居宅介護支援事業所えびすの郷

令和6年度 事業計画

基本方針

居宅介護支援事業所えびすの郷は、利用者が可能な限り自宅において個人の有する能力に応じて、自立した生活を営むことが出来るように支援するとともに、職員自身も積極的に研修に参加するなど、介護保険を取り巻く状況の変化をいち早く捉え、学んだ内容を事業所内で共有するなど、資質の向上に努める。

利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努め、心身の特性を踏まえ、生活の質の維持と向上に向けて援助する。

利用者のご家族・ご親族をはじめ、関係する市区町や地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業所、福祉施設などの介護保険事業所や、医療機関との連携に努める。

事業目標

- 1 併設事業所として地域支援を更に推し進めると共に、自施設への利用者確保に努め、要介護者の管理目標を105件とし、新規利用者の確保に努める。
- 2 事業実施の重点目標
 - (1) 介護認定の申請、更新、変更手続きの代行など介護保険申請の代行業務を行う。
 - (2) 三木市内の医療従事者と在宅介護事業所が連携するための組織である『三木市在宅ケアチーム』に参加するほか、服部病院をはじめ近隣の医療機関との連携に努める。
 - (3) 三木市内の介護保険関係者が参加する地域ケア会議に参加し、個別ケースへのサービス計画やサービス内容の妥当性の検証を行うとともに、客観的な評価に基づく今後の方針の検討に取り組む。
 - (4) 施設と合同で感染症対策及び自然災害発生時における業務継続計画（BCP）の改定及び研修、訓練等の実施に取り組む。
 - (5) ハラスメント防止のための方針の明確化等必要な措置を講じる。
 - (6) 高齢者虐待防止のための担当職員を配置し、相談等が行いやすい環境を作る。

サービスの内容

- (1) アセスメント（課題分析）

利用者及び、ご家族の意向を把握して解決すべき課題を抽出し目標を導き出す。
- (2) サービス担当者会議
利用者及び、ご家族、サービス事業所が参加し、生活面での要望や課題をチームで共有する。
- (3) 居宅サービス計画の作成・説明
アセスメントに基づき、居宅介護サービス及びその他の医療・福祉サービスが総

合的かつ効率的に提供されるよう居宅サービス計画を作成する。

(4) モニタリング(サービスの実施状況の把握と評価)

利用者及び、ご家族、介護サービス事業者等との連絡を継続的に行い、サービス計画の実施状況を把握する。

(5) 居宅サービス計画の見直し(再アセスメント)

利用者の状態について評価を行い、変化及びニーズを把握して再アセスメントを行い、居宅サービス計画の見直しを行う。

利用者確保への取り組み

市の介護保険課、地域包括支援センター、医療機関、介護保険施設等と連携し、地域住民にとって有益な情報を集約して利用者や来談者に提供することにより、利便性の高い事業所として貢献する。

特に隣接する服部病院をはじめ、北播磨総合医療センターなどの医療機関との連携を維持・強化し、利用者が必要とする情報を適宜に提供できるよう努める。

今後の事業展開

当事業所は、同じ建物内にショートステイとデイサービスが併設されていることから、事業所間の連携が取りやすいというメリットを生かして、利用者様により良いサービスを提供していく。

令和5年度に1名増員しており、介護支援専門員3名体制の維持に努め、今後、世代交代で引継・育成を行うため、引き続き採用活動を行っていく。

国民健康保険中央会による「ケアプラン連携データシステム」に対応するシステムの構築・運用を目指していく。

以上